

# 議 事 録

会議の名称	令和3年 愛荘町教育委員会 第5回定例会
開催日時	令和3年5月17日(月) 午後3時00分
開催場所	秦荘庁舎2階 大会議室
出席者	<p>【教育長】 徳田寿</p> <p>【教育委員】 4名 森秀昭、松浦延代、中村由香里、八島琢磨</p> <p>【事務局】 7名</p> <p>教育次長                    上林市治      教育振興課課長      辻 裕樹 生涯学習課長            陌間秀介      給食センター所長    本田有弘 図書館長                茶谷えりか    教育振興課主査      生田純一 教育振興課係長        久保泰代</p> <p>【傍聴人】 0名</p>
議事日程	<p>日程第1 議案第20号 令和3年度学校・園経営方針について</p> <p>日程第2 議案第21号 愛荘町家庭学習のための通信機器貸与事業実施要項の制定について</p> <p>日程第3 承認第6号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて</p>
作成者	教育振興課 久保 泰代
上林次長	午後3時00分開会
教育長	<p>ただいまから令和3年第5回教育委員会定例会を開催させていただきます。それでは開会にあたりまして教育長ご挨拶をお願いします。</p> <p>皆様こんにちは。本日は第5回定例会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>さて昨日近畿地方は梅雨入りしたとのことでありまして、新型コロナへの対策とともに、大雨や洪水等の災害にも備えをしなければならない季節となりました。</p> <p>現在教育行政におきましては、連休が終わり、所管する様々な組織・団体関連の総会をはじめとする行事等が順次スタートしているところであります。加えて5/28には、東京2020オリンピックの聖火リレーが行われることになっています。この聖火リレーには町内から2名が選ばれており、うち1名は中学生がランナーとして参加することになっております。</p> <p>本日の定例会でございますが、各校園の経営方針を校園長から説明させていただくこととなっております。それぞれの校園は、今般のコロナ禍の中、様々に知恵を出し、工夫をしながら学びを止めない、活動を止めないで、子どもたちが楽しく</p>

<p>上林次長</p>	<p>安全に学校・園の生活を送れるように努めているところであります。加えてそれぞれの校園が地域性や伝統を生かし、地域の資源を様々な活用しながら特色ある教育活動を行っているところです。時間の都合上、本日は大変端折った説明になるかとは思いますが、後ほど委員の皆様からお気づきの点等、ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>また本日の議案として、将来的に家庭においてオンライン授業ができるような仕組みを構築するための諸準備を整えるための実施要項(案)をあげております。端末を配ることは簡単ではありますが、それが子どもの学びの意欲や主体的な学習へとつながり、子どもたち自身が成就感や達成感を味わいながら学びを継続していけるように十分に使いこなすことが肝要であります。いろいろ課題はありますが、現場とも密接に連携を取り、真に子どもたちの役に立つツールとしていきたいと思っております。このことについてもご意見等をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは本日の議案日程につきましてはお手元に配布のとおりでございます。議事進行につきましては教育長よろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの教育長を含む出席委員は 5 名で定数に達しています。よって令和 3 年愛荘町教育委員会第 5 回定例会は成立いたしましたので開会いたします。</p> <p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 9 条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。令和 3 年第 4 回定例会の議事録について事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、それぞれの議事録についてご異議はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なし】</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、令和 3 年第 4 回定例会の議事録は承認いただきました。後ほど委員の皆さんにはご署名をお願いします。</p> <p>なお、本日の令和 3 年第 5 回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題に入ります。日程第 1「議案第 20 号 令和 3 年度学校・園経営方針について」を議題といたします。</p>
<p>各幼稚園園長</p>	<p>—議案第 20 号 各学校・園順に説明—</p> <p>—幼稚園説明—</p>

教育長	ご質問等ございませんか。(幼稚園)
八島委員	<p>幼稚園に関してですが、愛知川幼稚園の経営管理計画 P17 に保幼小の連携をさらに深めていかなければならないという課題が提示されています。これについては教育委員会で保育園の情報・幼稚園の情報・小学校の情報をどのように連携し、どのように小学校につながるのかということを知りやすく示したほうが良いと思います。</p> <p>また連携が不十分ということも課題となっているので有効的にするためにはどうすればいいのかということをお示しください。現状よりもよくなると思うので一度考えていただければと思います。以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございました連携についてはいろんなジャンルがあり大変重要なことです。現場の意見も聞きながら教育委員会としてサポートできることを示しながら行っていきたいと思っています。</p> <p>その他ございませんか。</p>
各委員	質疑なし
教育長	それでは両幼稚園の説明を終わらせていただきます。
各小学校校長	—小学校説明—
教育長	ご質問等ございませんか。(小学校)
八島委員	<p>小学校の説明が終わりましたので、これも教育委員会にお願いなのですが愛知川東小学校の最後の※印で教職員の育成という項目がありますし、愛知川小学校でも教師力を高めるといような計画があります。町内 4 つの小学校のどこへ行っても同レベルの教師力を保持するために教師を育成していくプログラムを学校ごとではなく教育委員会が中心となり作成していく必要があると思います。新任の先生を 3 年 5 年 10 年後どのようなレベルまでもっていくか、長い目で見た育成プログラムを作成する必要があると思います。よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>現在当町の教育委員会に教育研究所というようなものはありません。しかし教師の人材育成を図っていくことは重要な課題となっておりますのでいろんな機関の研修を利用することを含めて整理したいと思います。</p>

各中学校長	—中学校説明—
教育長	ご質問等ございませんか。(中学校)
各委員	-質疑なし-
教育長	それではこれより議案第21号を採決いたします。本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第21号は原案どおり可決されました。続きまして、日程第2「議案第21号 愛荘町家庭学習のための通信機器貸与事業実施要項の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
上林次長 生田主査	—議案第21号の説明—
教育長	ただいま「議案第21号 愛荘町家庭学習のための通信機器貸与事業実施要項の制定について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
八島委員	第6条の利用者の通信費は町に支払うということですか。
生田主査	そのとおりです。
八島委員	利用者が通信業者に直接支払うということはできませんか。利用者は使いたいと申請しているのであり、利用者→町→通信業者ではなく利用者→通信業者というように直接支払いの方がよいと思います。
生田主査	委員ご指摘の部分について可能かどうかを調べまして対応していきたいと思えます。
教育長	その他ございませんか。
森委員	95%が wi-fi 環境が整っている家庭で5%が整っていないと資料に記載がありました。ただ環境が整っていても保護者に利用について受け入れてもらえない家庭が出てくると思います。しかし受け入れられない家庭の子を除いて事業を進めるこ

	<p>とはできませんので、最終的にどのようにするかということも十分考えていかなければならないと思います。</p> <p>また機械的なトラブル・修理、またそれ以外に教育に好ましくないようなトラブルがあった場合その都度協議をするという項目を盛り込む方がよいと思います。先ほどの町がまとめて支払いをするのか個人として支払いをするのかということについても決定はできませんがこういうことが起こりうるだろうと思うようなことを協議して明文化しておく方がよいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。特に家庭に持ち帰るということに関していろいろ懸念することが出てくると思います。委員ご指摘のとおり故意に壊した場合弁償してくださいというような同意書を取るというようなことについても、それならば持って帰りたくないというような保護者もいると思います。ただこの趣旨は子どもたちが使って価値が出てくると思います。あまりハードルを高くしすぎて結局持って帰れない、協力しないが増えては何のための GIGA スクール構想かということになりますので、いざという時の体制整備ということにおいても綻びが出ますのでいろんなケースを想定しながらいかに活用しやすいか理解を得やすいかということを検討していきたいと思います。</p>
<p>森委員</p>	<p>第 4 条に申請を受理したときはその内容の審査し 貸与の可否を決定しというところがありますが否になることもあるのですか</p>
<p>教育長</p>	<p>否にならないように家庭にも十分説明しご理解をいただきながら使用するよう進めていくのが大事と思います。</p>
<p>松浦委員</p>	<p>要綱中の 7 ページ 9 条の 3(2)「市長」になっておりますので「町長」に訂正をお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます訂正させていただきます。 その他質問等ございますか。</p>
<p>八島委員</p>	<p>7 条の 2 で町長が認める学習目的以外に使用してはならないとありますが使用したら罰則等はあるのですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>要綱には記載しておりますが教育的に学校を通じて指導していくということが大原則と思います。罰則を科して取り上げるという事にならないようにしていくことが必要かなと思います。</p>
<p>八島委員</p>	<p>タブレットに制約はできないのですか。教育以外のアプリを取ることが出来ない</p>

	等はできないのですか。
生田主査	勝手にアプリを入れられないような設定や有害サイトを見られないような設定をさせて頂いております。
教育長	以前新聞にフィルタリング的なものを意図的に解除するというような記事が記載されておりました。悪質な場合はしばらく使用を見合わせるなど指導と相まって考えていく必要があるかなと思います。ただしそういうことがないように指導をしていくことが必要と思います。 その他ございませんか。
中村委員	モバイルルーターというのは1台しか使えないのですか
生田主査	基本的には1台もしくは兄弟でしたらその兄弟分しか使えないようになっています。ルーターを使う時にパスワードを入力しないとインターネットに繋げない状態になっておりますので家庭の方が使う等の規制は可能です。
中村委員	料金は毎月変わるのですか。
生田主査	料金に関しましては月10GBまででしたら月額料金は1650円、月20GBまででしたら2640円というように学校で使用する内容によって料金が変わってきます。
八島委員	最低でも1650円の料金が発生するということですか。
生田主査	これは1ヶ月の料金ですのでもし10日間しか使用しなければ日割りで計算する等使用した容量に応じて請求をしようと思っています。
教育長	他に質疑ありませんか。
各委員	一質疑なし
教育長	質疑がないようですので、これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のり可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案どおり可決されました。

